

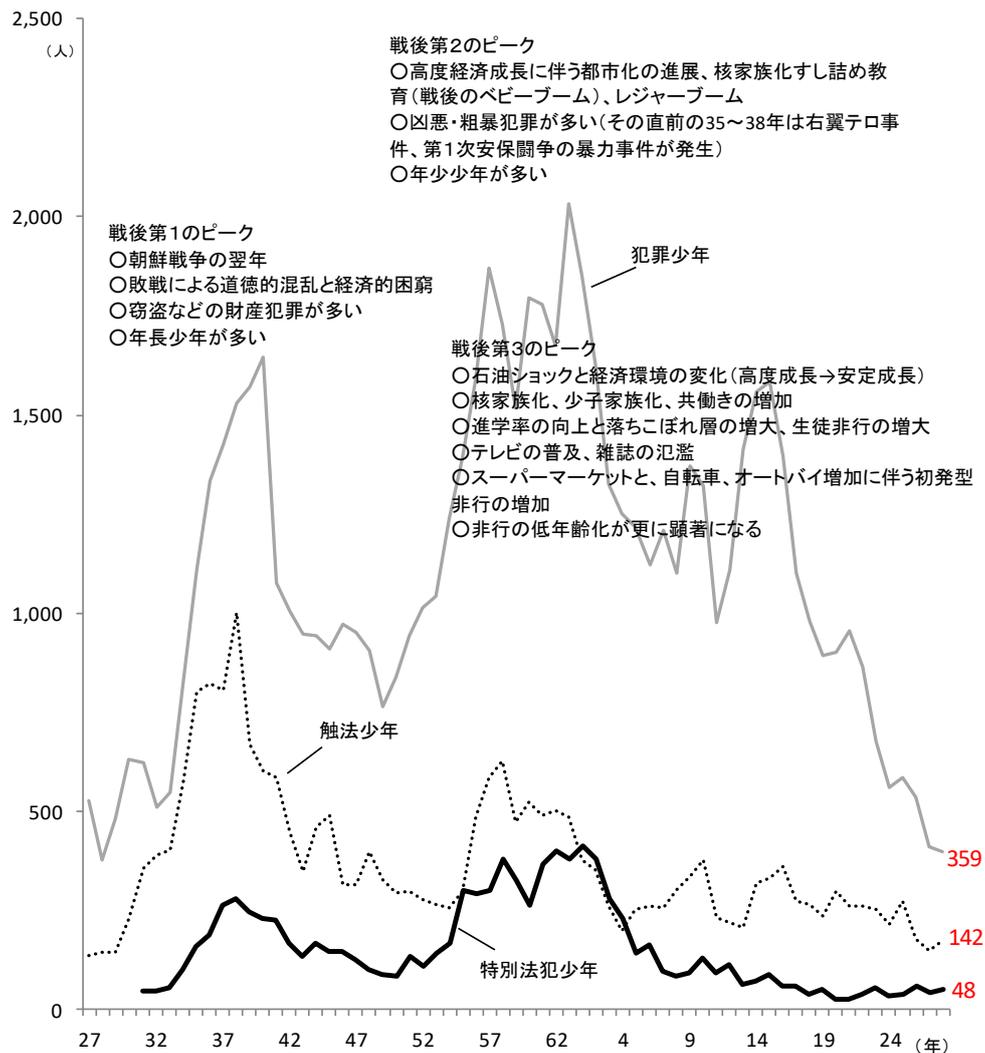
第7章 非行等問題行動

第1節 少年非行の概況

1. 少年非行の状況

昭和27年からの非行少年の検挙・補導数についてみると、戦後間もない時期に第1のピーク、昭和40年前後に第2のピーク、そして昭和57年あたりに第3のピークがあり、過去10年間では多少の増減を繰り返しながらも減少しています。平成30年中の状況をみると、県下で検挙・補導した非行少年等の数は2,794人で、前年より71人減少しました。犯罪少年は33人増加し359人、触法少年は19人減少し142人、そして覚せい剤乱用少年を含む特別法犯少年は5人減少し48人でした。また、く犯・不良行為少年は80人減少し2,245人の補導となっています。

第7-1-1図 非行少年等の年次別推移



(備考) 犯罪少年の昭和40年以前は、業務上過失犯(主に交通事故によるもの)を含む。

特別法犯少年は、交通法犯を除く。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

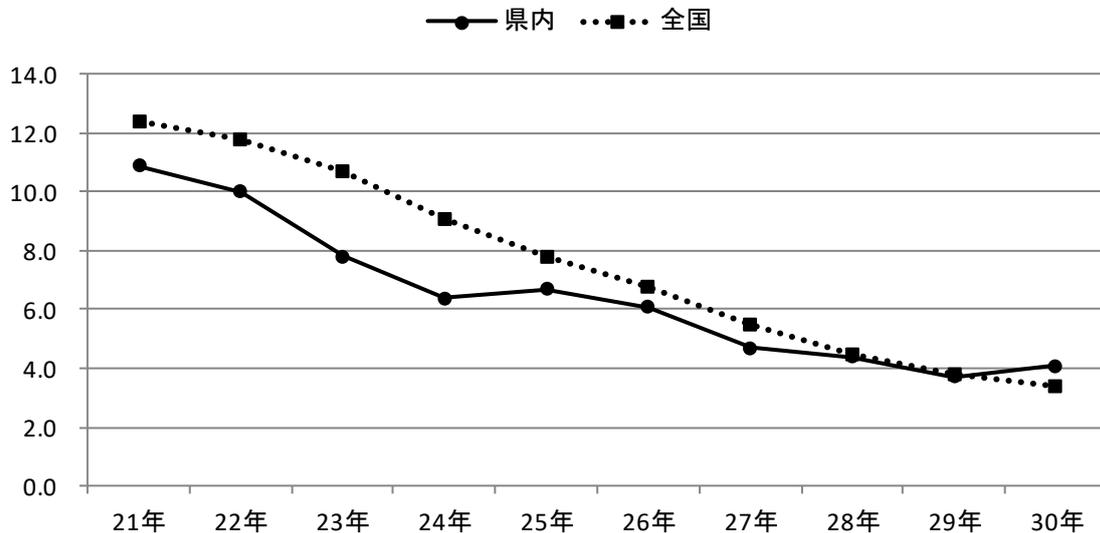
用語の概念

- 犯罪少年とは……14歳以上20歳未満の少年で、罪を犯した者（交通関係を除く。）
- 触法少年とは……14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く。）
- ぐ犯少年とは……20歳未満の少年で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者
- 不良行為少年とは……20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成上やめさせるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ危険性のある者
- 刑法犯少年とは……刑法に定める行為をした犯罪少年および触法少年（交通関係を除く。）
- 特別法犯少年とは……特別法令に違反する行為をした犯罪少年および触法少年（交通関係を除く。）
- 非行少年等とは……刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年をいう。
- 凶 悪 犯……殺人、強盗、強制性交、放火をいう。
- 粗 暴 犯……傷害、暴行、恐喝、脅迫をいう。
- 知 能 犯……詐欺、横領、偽造をいう。
- 風 俗 犯……と博、わいせつをいう。
- 少年人口……平成29年10月1日を基準にした推計人口

2. 犯罪少年の人口比

14歳から19歳の少年人口1,000人中に占める犯罪少年の比率は、第7-1-2図のとおり推移しています。

第7-1-2図 犯罪少年の人口比



単位 (%)

年次別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
県内	10.9	10.0	7.8	6.4	6.7	6.1	4.7	4.4	3.7	4.1
全国	12.4	11.8	10.7	9.1	7.8	6.8	5.5	4.5	3.8	3.4

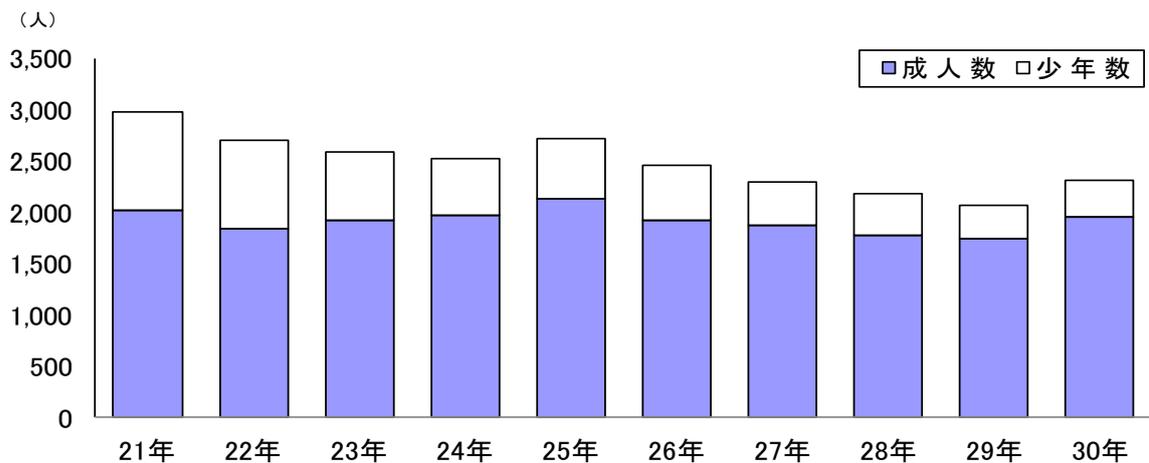
(資料) 滋賀県警察本部少年課

第2節 刑法犯少年

1. 全刑法犯に占める少年の状況

平成30年中の成人を含む刑法犯検挙・補導人員は2,313人で、このうち少年（触法少年を含まない。）は359人で全体の15.5%を占め、前年に比較して0.3ポイント減少しています。

第7-2-1図 全刑法犯に占める少年の状況



年次	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
全刑法犯数	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	2,313
成人	2,015	1,840	1,909	1,960	2,128	1,918	1,874	1,776	1,734	1,954
少年	956	865	675	559	587	534	412	396	326	359
少年の占める率										
本県	32.2	32	26.1	22.2	21.6	21.8	18.0	18.2	15.8	15.5
全国	27.1	26.6	25.4	22.8	21.5	19.3	16.3	16.3	12.5	11.4

(備考) 触法少年を含まない。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 罪種別刑法犯少年

平成30年中に刑法犯少年として検挙・補導した少年について罪種別にみると、万引き・自転車盗を中心とする窃盗が316人と全体の63.1%を占めています。

また、中学生・高校生が全体の66.1%を占めています。

第7-2-2表 罪種別刑法犯少年の状況（平成30年）

区分	単位(人)							合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	
凶悪犯			1			1	1	3
粗暴犯		3	35	19	3	9	6	75
窃盗犯	1	41	117	90	6	44	17	316
知能犯			2	5		8	4	19
風俗犯		3		1		1	1	6
その他		7	35	26	4	7	3	82
合計	1	54	190	141	13	70	32	501

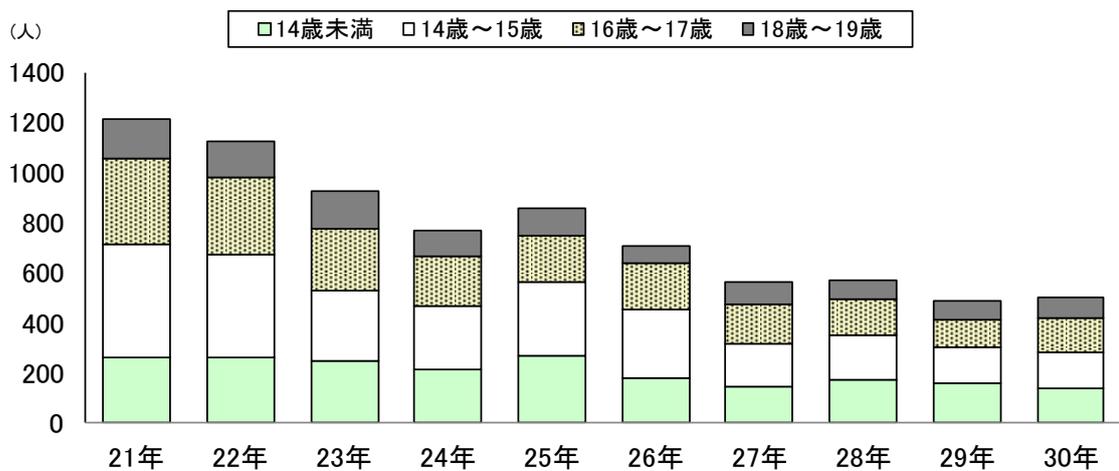
(資料) 滋賀県警察本部少年課

3. 年齢層別刑法犯少年

刑法犯少年の検挙・補導は、平成18年から平成22年まで年間1,000人超の横ばい状態が続いていましたが、その後は減少傾向にあります。平成30年は501人で、前年に比べ14人増加しました。

刑法犯少年を年齢層別に分け過去10年間の推移をみると、14歳～17歳の少年が半数以上を占めています。

第7-2-3図 刑法犯少年の年齢別推移



年次	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
14歳未満	262	261	252	213	271	178	150	175	161	142
14歳～15歳	453	411	278	253	296	275	171	175	142	141
16歳～17歳	340	311	250	201	185	186	157	147	113	138
18歳～19歳	163	143	147	105	106	73	84	74	71	80
合計	1,218	1,126	927	772	858	712	562	571	487	501

(資料) 滋賀県警察本部少年課

4. 学職別刑法犯少年

刑法犯少年の学職別推移をみると、全体的に減少傾向にありますが、平成30年中は、学生生徒は減少したものの有職少年、無職少年は増加しました。

第7-2-4表 学職別刑法犯少年の推移

年次別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
学生生徒	1,019	972	788	679	749	595	447	461	407	399
有職少年	87	75	66	43	62	63	64	65	54	70
無職少年	112	79	73	50	47	54	51	45	26	32
合計	1,218	1,126	927	772	858	712	562	571	487	501

(備考) 触法少年を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

5. 男女別刑法犯少年

平成30年中の犯罪少年359人について男女別をみると、男子298人（83.0%）、女子61人（17.0%）となっています。全国の男女別比率は、男子85.8%、女子14.2%です。

第7-2-5表 男女別刑法犯少年の推移

単位（人）

区分		年次別									
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
合 計		956	865	675	559	587	534	412	396	326	359
犯 罪 少 年	男 子	710	676	567	459	464	426	344	334	280	298
	女 子	246	189	108	100	123	108	68	62	46	61
	女子の占める割合	25.7	21.8	16.0	17.9	21.0	20.2	16.5	15.7	14.1	17.0
全国の女子の占める割合		20.5	20.0	19.2	17.7	16.6	14.5	13.0	12.4	13.2	14.2

区分		年次別									
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
合 計		262	261	252	213	271	178	150	175	161	142
触 法 少 年	男 子	196	187	191	172	226	154	127	141	144	123
	女 子	66	74	61	41	45	24	23	34	17	19
	女子の占める割合	25.2	28.4	24.2	19.2	16.6	13.5	15.3	19.4	10.6	13.4

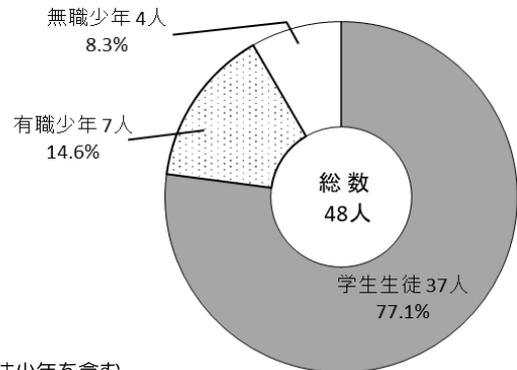
（資料）滋賀県警察本部少年課

第3節 特別法犯少年

1. 特別法犯少年の状況

平成30年に検挙・補導した特別法犯少年48人について法令別にみると、「軽犯罪法違反」が最も多く続いて「児童買春・児童ポルノ禁止法違反」となっています。また、学職別にみると、学生生徒77.1%、有職少年14.6%、無職少年8.3%の順になっています。

第7-3-1図 学職別特別法犯少年の割合



(備考) 触法少年を含む。
(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7-3-2表 法令別特別法犯少年の検挙・補導状況

法令	年次別					単位(人)
	26年	27年	28年	29年	30年	
軽犯罪法	36 (1)	18 (5)	22 (3)	38 (2)	21	
迷惑防止条例	6	6	10	6	9	
青少年健全育成条例	2	4	1			
児童買春・児童ポルノ禁止法	1	6	8 (1)	6 (1)	12 (3)	
銃刀法	5	2		1		
覚せい剤取締法	1 (1)	1	1 (1)	1 (1)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1	1 (1)	4			
鉄道営業法	3	1 (1)				
その他	5 (2)	5 (1)	4 (1)	1	6 (3)	
合計	60 (4)	44 (8)	50 (6)	53 (4)	48 (6)	

(備考) 交通関係法令を除く。()は触法で内数。
(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. シンナー等乱用少年

平成30年中、シンナーや接着剤の乱用により検挙・補導した少年はありませんでした。

第7-3-3表 シンナー・接着剤等乱用少年の年次推移

学職別		年次別										単位(人)
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	
総数		2		1								
学生・生徒	中学生											
	高校生											
	その他											
	小計											
有職少年		2										
無職少年				1								

(注) 不良行為としての補導を含む。
(資料) 滋賀県警察本部少年課

3. 覚せい剤乱用少年

平成30年中、特別法犯少年のうち覚せい剤取締法違反で検挙・補導した少年はありませんでした。

第7-3-4表 少年の覚せい剤事犯の補導状況

単位（人）

年次	区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
総	数	4		1		2	1	1	1	1	
	学生生徒	1		1							
	有職少年	1				2	1	1			
	無職少年	2							1	1	

（資料）滋賀県警察本部少年課

第4節 不良行為少年

平成30年中に補導した不良行為少年は2,245人で、前年より80人減少しました。その内容を見ると、深夜はいかいが1,082人（48.2%）、次いで喫煙789人（35.1%）となっています。

学職別に年次別推移をみると、全体的に減少傾向にあり、平成30年中は学生生徒、有職少年、無職少年のすべてにおいて減少しました。

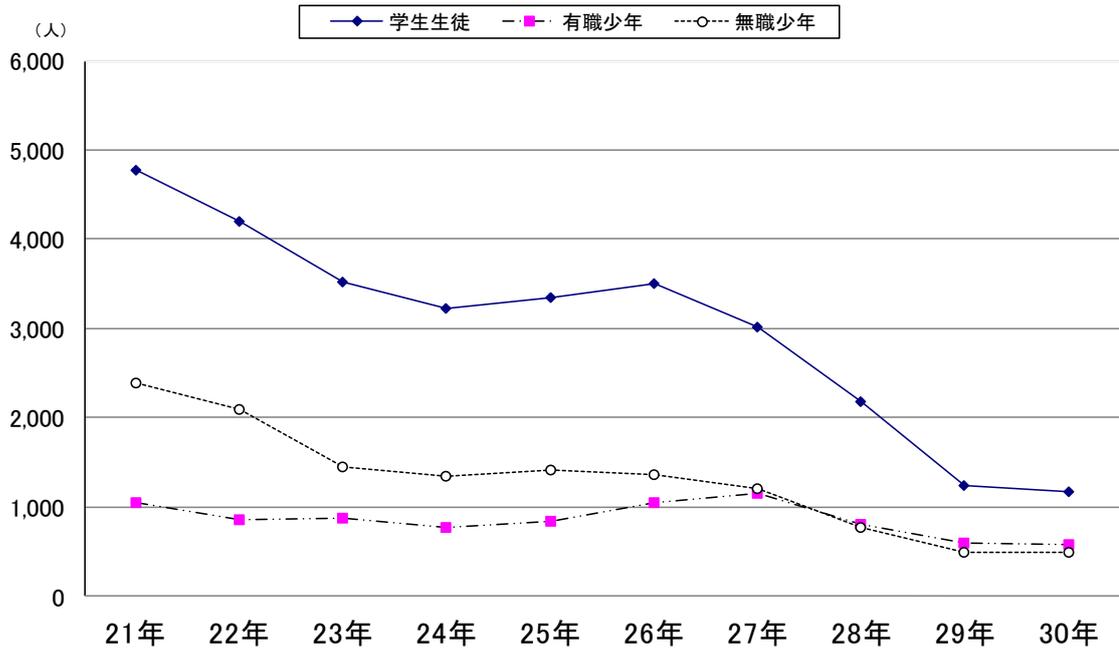
第7-4-1表 不良行為少年の主な補導状況

単位（人）

行為別	年次	26年	27年	28年	29年	30年
喫煙		2,118	2,228	1,467	813	789
深夜はいかい		3,127	2,716	1,909	1,191	1,082
粗暴行為		163	62	62	70	61
暴走行為		33	33	17	7	40
怠学		275	200	104	77	75
飲酒		68	35	73	57	77
家出		59	53	49	52	71
不健全娯楽		10	5	26	10	7
無断外泊		27	5	7	7	6
その他		35	48	37	41	37
合計		5,915	5,385	3,751	2,325	2,245

（資料）滋賀県警察本部少年課

第7-4-2図 不良行為少年の年次別推移



学職別		年次別									
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
学 生 生 徒	小 学 生	29	22	36	48	30	58	56	45	33	34
	中 学 生	2,046	1,979	1,416	1,371	1,616	2,106	1,631	991	459	498
	高 校 生	2,574	2,057	1,933	1,724	1,455	1,270	1,253	1,065	703	598
	その他学生	117	139	130	85	249	76	75	77	39	46
学 生 生 徒		4,766	4,197	3,515	3,228	3,350	3,510	3,015	2,178	1,234	1,176
有 職 少 年		1,053	856	880	764	848	1,040	1,157	810	597	581
無 職 少 年		2,397	2,086	1,451	1,347	1,422	1,365	1,213	763	494	488
合 計		8,216	7,139	5,846	5,339	5,620	5,915	5,385	3,751	2,325	2,245

(備考) 無職少年には未就学児を含む。

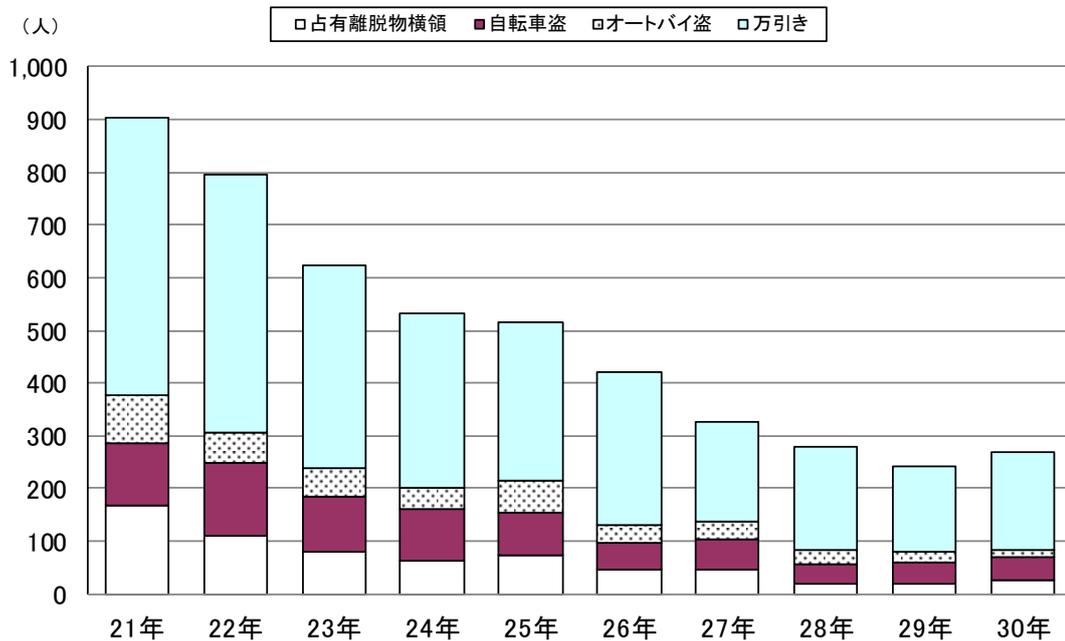
(資料) 滋賀県警察本部少年課

第5節 初発型非行

1. 初発型非行の現状

平成30年中に刑法の罪で501人の少年が検挙・補導されていますが、中でも万引き、オートバイ盗、自転車盗などのいわゆる初発型非行で検挙・補導された少年は268人と依然として多く、万引きが68.7%、自転車盗が16.4%、オートバイ盗5.6%、占有離脱物横領9.3%となっています。また刑法犯に占める初発型非行の割合も53.5%と半数以上を占めています。

第7-5-1図 初発型非行少年の推移



区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
占有離脱物横領	167	112	81	63	75	48	48	18	20	25
自転車盗	120	138	105	97	79	48	55	39	39	44
オートバイ盗	89	57	53	42	60	34	33	27	22	15
万引き	527	489	383	330	301	291	191	195	161	184
計	903	796	622	532	515	421	327	279	242	268

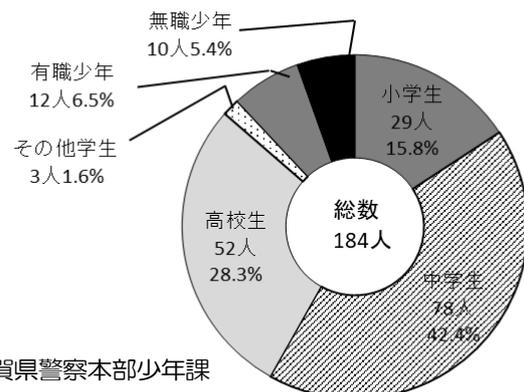
(備考) 触法少年を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 万引き少年

初発型非行の中で最も多い万引きについてみると、全体の91.3%が学生・生徒・児童で、その率は依然として高く、中でも中学生が34.2%、小学生・高校生が26.7%を占めています。

第7-5-2図 万引き少年の学職別状況



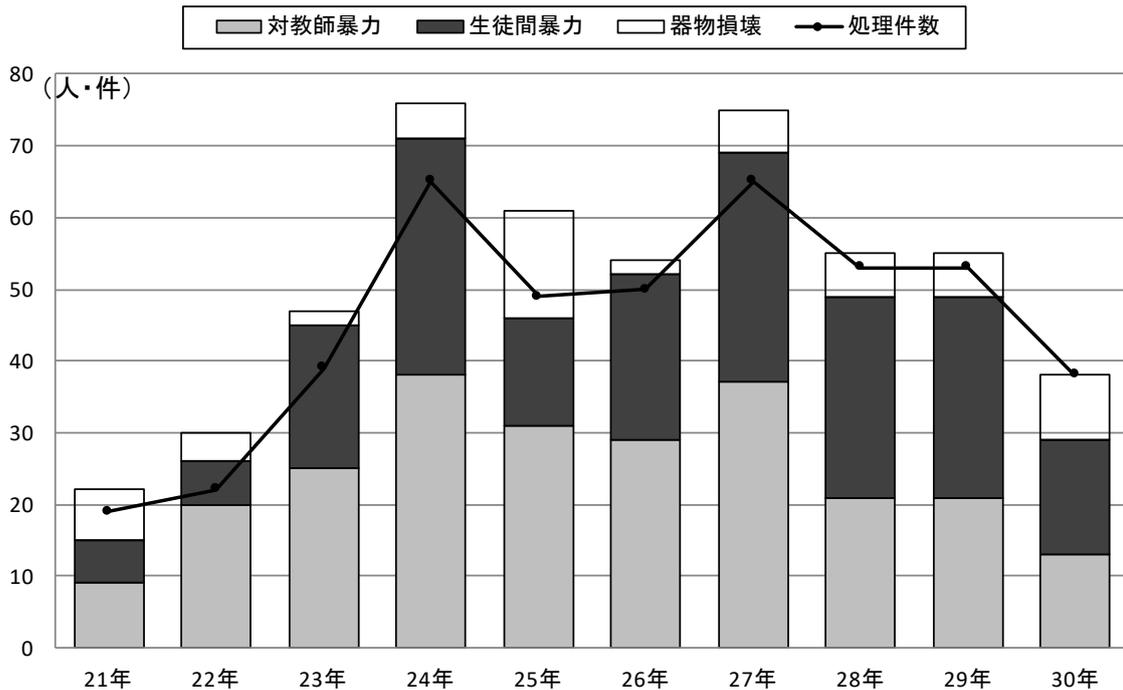
(資料) 滋賀県警察本部少年課

第6節 校内暴力

平成30年中に校内暴力によって検挙・補導された学生・生徒は38人で、前年より15人減少しました。

また、教師に対する暴力については、13人（前年21人）が検挙・補導されました。

第7-6-1図 校内暴力の検挙・補導人員



区分		年次別									
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
検 挙 ・ 補 導 人 員	小学生					2	3	3	2	6	2
	対教師暴力						2		2		1
	生徒間暴力						1	3		6	1
	器物損壊					2					
	中学生	32	21	29	44	72	57	43	67	46	31
	対教師暴力	24	8	20	25	38	29	29	34	21	12
	生徒間暴力	2	6	5	17	31	13	12	27	19	10
	器物損壊	6	7	4	2	3	15	2	6	6	9
	高校生		1	1	3	2	1	8	6	3	5
	対教師暴力		1						1		
	生徒間暴力			1	3	2	1	8	5	3	5
	器物損壊										
処 理 件 数	26 (21)	19 (9)	22 (15)	39 (24)	65 (38)	49 (31)	50 (29)	65 (34)	53 (24)	38 (13)	

(備考) ()内は対教師暴力事件で内数

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7節 暴走族

近年の暴走族は、これまでの対策に加え、少子化や若者の遊び方、考え方の多様化等様々な要因が相まって、グループ数や構成員数が減少し、その結果、従来の大規模暴走はなくなり、バイク数台によるゲリラ暴走の傾向が継続しています。

その一方で、「旧車會（暴走族風に改造した旧型バイクを集団で運転するグループ）」と称する暴走族OB等を中心とした集団が、休日に他府県の旧車會員とともに、大規模な集団走行を年に数回行っています。

1. グループ・人員構成

暴走族グループは、昭和54年の20グループを最高に、減少傾向をたどっています。

平成30年末現在では、暴走族としてのグループはありませんが、グループ未加入の暴走行為者として245人を確認しており、関連がある旧車會を加えると人員は320人となっています。

第7-8-1表 暴走族容疑者の年次別推移

年別	区分	暴走族容疑者
11年		553人
12年		537人
13年		601人
14年		503人
15年		478人
16年		423人
17年		435人
18年		372人
19年		317人
20年		325人
21年		352人
22年		315人
23年		257人
24年		238人
25年		252人
26年		256人
27年		236人
28年		248人
29年		271人
30年		320人

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

2. 年齢別、学職別構成

把握した320人については、少年が53.5%を占めています。

少年のうち、年齢別では18歳が17.8%と多く、次いで17歳の16.8%となっています。

また、学職別では、工員が23.1%と最も多くなっています。

第7-8-2表 暴走族の年齢別構成

単位(人)

年次	年齢別						20歳以上	合計
	少年	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳		
平成11	385	20	56	105	104	100	168	553
12	392	7	30	96	141	118	145	537
13	460	39	76	123	123	99	141	601
14	397	19	37	110	144	87	106	503
15	347	18	38	76	118	97	131	478
16	296	12	24	70	86	104	127	423
17	247	14	17	52	83	81	188	435
18	246	12	39	63	71	61	126	372
19	202	11	30	43	58	60	115	317
20	202	3	24	51	64	60	123	325
21	172	2	12	36	68	54	180	352
22	142	3	6	15	46	72	173	315
23	115	3	16	33	28	35	142	257
24	153	8	21	48	45	30	85	238
25	159	7	29	41	47	35	93	252
26	147	4	27	52	39	25	109	256
27	156	4	19	54	52	27	80	236
28	152	4	21	30	53	44	96	248
29	158	4	16	52	33	53	113	271
30	172	5	18	54	55	40	148	320

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

第7-8-3表 暴走族の学職別構成

単位(人)

年次	学職別							店員	自動車関係工員	その他	計
	無職	工員	会社員	学生	高校生	その他					
平成11	278	152	9	76	53	23	9	4	25	553	
12	249	145	6	74	57	17	14	9	40	537	
13	284	137	3	134	82	52	13	5	25	601	
14	216	93	5	121	77	44	2	6	60	503	
15	223	100	6	58	37	21	28	6	57	478	
16	176	65	10	69	47	22	9	4	90	423	
17	185	80	15	35	14	21	13	8	99	435	
18	160	49	10	48	34	14	7	14	84	372	
19	104	63	14	38	28	10	6	1	91	317	
20	89	60	17	39	34	5	8	9	103	325	
21	120	35	20	25	19	6	24	16	112	352	
22	120	21	10	24	20	4	5	19	116	315	
23	72	31	26	28	12	16	11	15	74	257	
24	54	38	26	25	18	7	7	6	82	238	
25	52	36	28	60	27	33	2	5	69	252	
26	48	45	14	44	26	18	6	15	84	256	
27	40	65	15	22	19	3	5	4	85	236	
28	46	69	9	20	17	3	11	5	88	248	
29	47	65	5	16	13	3	5	2	131	271	
30	48	74	24	11	10	1	2	2	159	320	

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

3. 暴走行為の現状

暴走行為は前年と比較すると、暴走回数、参加人員、参加台数ともに増加しています。

暴走の形態としては、これまでと同様、原付バイク及び単車数台での散発的なグリラ暴走が主流となっています。

第7-8-4表 暴走事案の発生状況

区分 年次	暴走回数（回）	暴走人数（人）	参加車両（台）		
			二輪（台）	四輪（台）	単位（人）
平成11	137	2,017	1,076	899	177
12	116	1,741	955	868	87
13	139	1,188	783	760	23
14	190	2,619	1,403	1,192	211
15	151	1,612	870	850	20
16	80	939	526	429	97
17	123	1,382	700	636	64
18	124	982	502	474	28
19	87	909	483	470	13
20	110	786	467	465	2
21	136	890	683	454	229
22	131	587	402	401	1
23	89	354	277	267	10
24	98	370	301	301	0
25	97	509	371	362	9
26	86	389	288	288	0
27	86	383	285	285	0
28	73	323	232	232	0
29	36	193	133	133	0
30	39	225	157	157	0

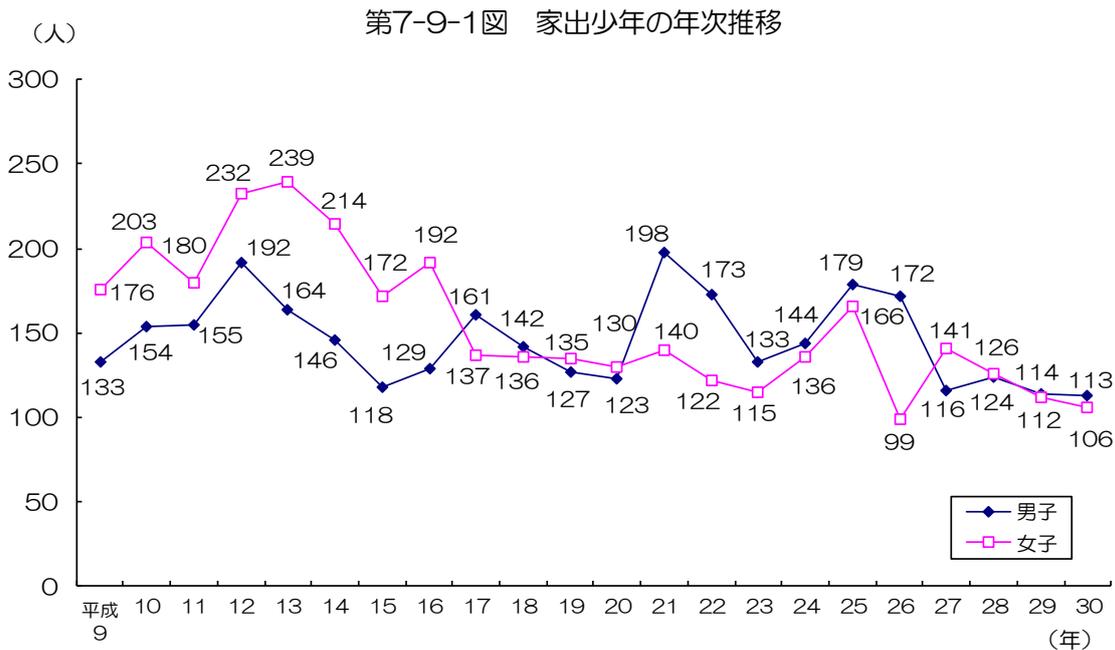
（資料）滋賀県警察本部交通指導課

第9節 家出少年

平成30中に警察へ捜索願出のあった家出少年は219人で、前年に比べて7人減少しました。これを男女別にみると、男子は113人と前年同期比1人の減少、女子は106人と前年同期比6人の減少となりました。

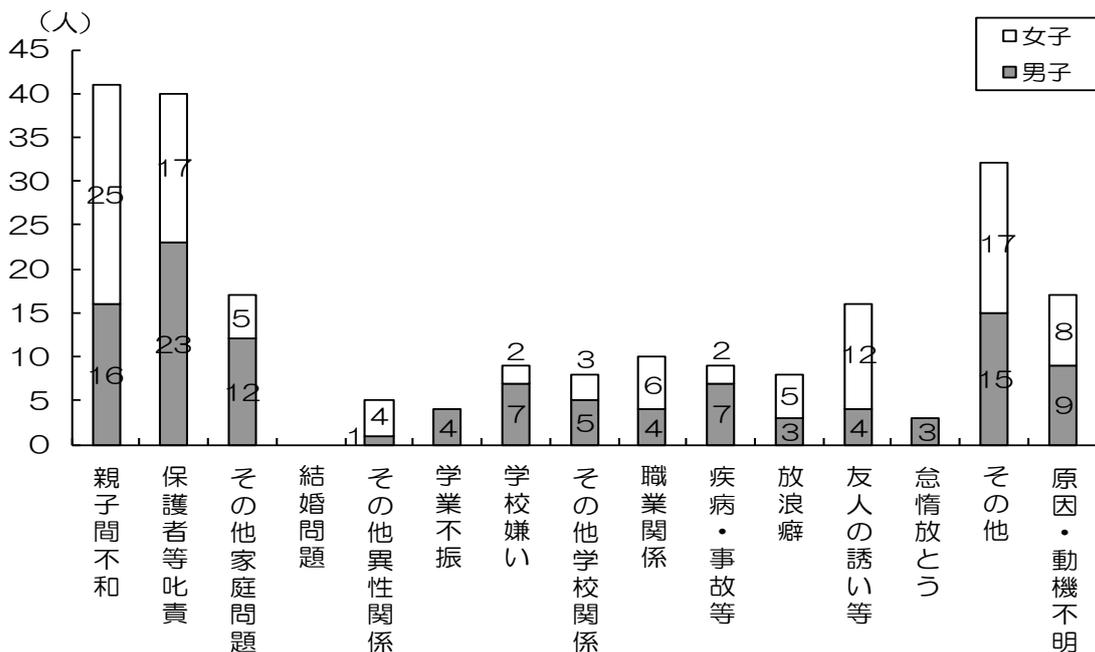
家出少年を学職別にみると、中学生が88人と最も多く、全体の40.2%を占め、次いで高校生が58人となっています。

家出の原因・動機は「親子間不和」が41人と最も多く、次いで「保護者等叱責」が40人となっています。



(資料) 滋賀県警察本部生活安全企画課

第7-9-2図 家出少年の原因・動機別状況（平成30年中）



(資料) 滋賀県警察本部生活安全企画課

第10節 いじめ

平成30年度にいじめを認知した公立小・中・高等学校の数は、小学校212校、中学校95校、高等学校45校の合計352校で、平成29年度と比べて全体で8校増加しました。認知件数は、小学校4,966件、中学校1,750件、高等学校117件の合計6,833件で、平成29年度と比べて全体で1,223件増加しました。

このように、いじめを認知した学校や認知件数が増加したのは、各学校が早期の段階から積極的にいじめを認知し、適切に組織的な対応に努めようとした結果の現れであると認識しています。

今後も、いじめとして把握している事象が氷山の一角であるかもしれないという視点に立って、未然防止、早期発見、早期対応に向けての取組を進めていきます。

第7-10-1表 小学校（公立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	児童1,000人あたり認知件数
平成26年度	171	838	75.0	10.14	11,414	121,648	55.5	18.77
平成27年度	187	1,724	83.1	21.01	12,644	150,038	62.3	23.35
平成28年度	205	3,442	91.1	42.17	14,175	133,668	70.8	36.65
平成29年度	204	4,126	91.1	50.64	15,615	311,322	78.7	49.05
平成30年度	212	4,966	95.5	60.81	16,960	421,116	86.2	66.48

(資料) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-10-2表 中学校（公立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成26年度	84	505	84.0	12.29	6,764	51,200	69.5	15.81
平成27年度	86	770	86.0	18.83	7,136	57,032	73.8	17.81
平成28年度	92	1,245	92.0	30.69	7,557	68,291	78.7	21.68
平成29年度	92	1,333	92.0	33.44	7,922	77,137	82.9	25.03
平成30年度	95	1,750	95.0	44.85	8,361	93,921	87.7	31.25

(資料) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-10-3表 高等学校（県立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成26年度	40	137	72.7	4.23	2,095	9,181	49.9	3.88
平成27年度	42	125	76.4	3.84	2,258	9,724	54.1	4.15
平成28年度	42	143	73.7	4.40	2,349	10,017	56.6	4.31
平成29年度	48	151	87.3	4.68	2,539	11,212	61.5	4.89
平成30年度	45	117	88.2	3.68	2,802	13,134	68.1	5.84

(資料) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課